

第6回東京都北区景観づくり審議会 議 事 録

◇ 日 時 令和元年10月10日(木)
午前10時～午後0時19分

◇ 場 所 北区役所第一庁舎第一委員会室

◇ 出席委員 13名

会 長 北 原 理 雄

委 員 村 井 祐 二 松 沢 よしはる くまき 貞 一

永 井 朋 子 安 住 孝 史 遠 藤 千 代 美

木 佐 貫 正 宮 川 淳 子 矢 吹 静 子

吉 野 静 夫 関 根 和 孝 藤 野 浩 史

◇ 欠席委員 6名

委 員 吉 村 晶 子 雨 宮 護 赤 江 な つ

荒 川 泰 二 大 越 周 一 中 嶋 稔

1. 開 会

(まちづくり部長)

皆さん、おはようございます。まちづくり部長です。どうぞよろしくお願いいたします。定刻になりましたので、ただいまから第6回東京都北区景観づくり審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中をご出席をいただきまして、ありがとうございます。

議事に入るまで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2. 委員等の紹介

(まちづくり部長)

※委員の紹介を行う。

3. 出席委員数の報告

(都市計画課主事)

※19名の委員のうち、現在13名が出席しており、会議が有効に成立していることを報告する。

4. 資料の確認

(都市計画課主事)

※資料の確認を行う。

5. 会長・副会長の選出

(まちづくり部長)

※北区景観づくり条例施行規則第30条第2号に基づき、同審議会委員の互選によって、会長・副会長の選出を行う。

6. 議 事

(会長)

それでは、これから審議に入ります。

本日の審議は、中央公園周辺地区の視察を行った後に行います。

視察に先立って、「中央公園周辺地区の景観形成重点地区について」、所管の課長からご説明をお願いします。

(まちづくり推進課長)

それでは、中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定につきまして、視察に先立ちまして、取り組みの目的や、この間の経過、視察の際に特にご確認いただきたいポイントなど、10分ほどお時間をいただきましてご説明をさせていただきたいと思っております。恐れ入ります、着座にて失礼いたします。

まずは、お手元の資料の1-1をご覧ください。

初めに1の要旨でございます。北区の景観づくり計画では、地区独自の目標に向けた景観づくりを進めていく必要がある地区を「特定地区」としまして、中ほどに表がございしますが、全部で9地区指定をしております。そのうち特に良好な景観づくりを重点的に推進する地区として、「景観形成重点地区」という、ご覧の西が丘、隅田川沿い、旧古河庭園周辺の3地区を指定しております。またそれに準じた地区で、今後の積極的な景観づくりにより、重点地区を目指す地区を「景観形成方針地区」として6地区、それぞれ指定をしております。今回の取り組みの内容は、この六つの方針地区のうちの一つである、「中央公園周辺地区」を重点地区に格上げし指定しようとするもので、景観法等に基づきそのために定める必要のある項目等を「案」としてまとめ、本日お示しさせていただきます。

次に2の、この間の経過でございます。ご案内のとおりでございますが、昨年2月の本審議会において、今ご説明した趣旨で取り組みを開始する旨、ご報告をさせていただいております。その後、昨年11月から、計3回にわたって地元町会・自治会をはじめ、区域内に施設を有する都立学校や自衛隊等の参加をいただきながら、景観ワークショップを開催し「案」の作成に当たり、地元の声として生かしております。

また、今年の8月には今回お示しをする「案」のもととなった原案をもって、住民説明会を開催をしております。ワークショップと住民説明会等を中心とした住民参加、情報提供等の取り組みにつきましては、巻末に資料として添付をしております。

恐れ入ります。資料の中ほどに、A3折の資料がございしますが、その次からになります。資料1の別添2から別添5まで、カラー刷りで「景観まちづくりニュース」を全部で4号おつけしております。

それぞれ、ワークショップの様子等、都度周知するために発行したものにりますが、本日お示しをする「案」ができるまでの過程がご理解いただけますので、簡単にではありますがご紹介をさせていただきます。

まず、別添2の第1号では、取り組みを開始する旨の関係住民への周知を中心に、お開きをいただきますと左側ではワークショップ開催の告知を、右側では重点地区指定までのスケジュールをお知らせをしております。また、最後のページでは、自治会等の推薦によらずワークショップへの自由参加も求めたところではございましたが、こちらのほうは残念ながら一般応募はございませんでした。

次に、別添3でございますが、第1回ワークショップの結果報告が中心となっております。やはり見開きをご覧いただきますと、参加者による「まちあるき点検」などを行い、気がついた点等を観察マップとしてまとめたところを挙げてございます。

次の別添4では、第2回ワークショップの結果報告となっております。やはり見開きをご覧いただきますと、右上の写真になりますが、歩いたルートを模型で再現しておりまして、それをCCDカメラなどを活用して観察マップで気がついた点を歩行者の目線に立って、改めてカメラで確認をしながら解決策について検討を深めたところがございます。

次の別添5では、やはり見開きになりますが、一番下の部分、両ページにわたって、それまでの意見交換を踏まえた景観形成基準の方向性について意見交換を行い、原案の骨子をまとめたところがございます。

別添では最後になりますが、別添6では原案に対する住民説明会の概要をまとめたものがございます。地区内全戸、約500戸でございますが、開催を周知いたしまして10名の参加を得たところがございます。質疑等の内容をご紹介しておりますが、主に取り組みに対する理解を深めるためのものが多かったというふうに認識をしております。

それでは、恐れ入りますが最初の資料1-1にお戻りいただきまして、1ページ目の一番下の行になります。景観法に基づきここまでの取り組みの成果について、東京都へ

意見照会をしてございますが、特に意見はないという回答を得ているところでございます。

次に、裏面の2ページ目になります。景観形成重点地区の案につきましては、次の資料別添1-2がその全部になりますが、こちらは、視察後に実務を所管いたします都市計画課長より、改めてご説明をさせていただきます。

なお、視察に当たりまして原案の特徴を参考として簡単にまとめてございます。

まず、①でございますが、届け出の対象建築物につきましては、高さが15m以上、または延べ面積が800㎡以上のものとさせていただいております。重点地区以外では、高さが20m以上の建築物を対象としていますので、対象をより広範にするようにしております。

また、②としまして、景観形成基準の特徴をご紹介します。一言でまとめますと、中央図書館前の区道沿道の景観形成に重点を置きまして、主にその基準を設定してございます。この地区には歴史的な建物として、例えば、中央公園文化センター等もございますが、それは当然この後も保存をしていくことといたしまして、今回は、この沿道に近い将来、道路の拡幅計画が予定されていることや、合わせて沿道にある都営住宅の建て替え計画、または、土地利用転換が計画されていることに着目をいたしまして、新たな景観創出の機会に恵まれているということで、このような視点で原案をつくらせていただきました。

一例ではございますが、3点ほどご紹介をしてございまして、例えば、沿道のこれからできる建築物については、圧迫感を軽減する配置をすとか、外壁の素材やデザインは後ほどご確認いただきますが、中央図書館のレンガを意識してレンガの街並みと調和する配慮をすとか、夜間の景観に配慮し公園や道路側に過度な照明を向けないなど、建築物に対する基準としてまとめております。

これからの視察では、この地区ならではの基準の設定に至った現況を、ぜひご覧いただければと思います。

最後になりますが、今後の予定についてでございます。今月以降、本審議会に議案の審議を諮問しながら、景観法に基づき都市計画審議会にも意見照会をまいります。あわせまして、都市計画の手續に準じまして、広く区民意見の募集等も実施してまいります。現時点では、来年4月の景観形成重点地区の指定を予定しております。

長くなりましたが、視察前の事前のご説明は以上になります。

(会長)

どうもありがとうございました。ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、視察について事務局から説明をお願いします。

(まちづくり部長)

それでは、現地の視察についてご説明を申し上げます。

これより、マイクロバスにて視察を行います、行程は50分程度というふうに考えております。今から5分後にバスで出発をしたいと思います。委員の皆様にはお手洗い等所要を済ませてから、庁舎1階の正面玄関にお集まりいただきたいと思っております。

ご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、視察の終了後に、またご審議を賜りたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(視 察)

審 議 再 開

(会長)

皆さん、お疲れさまでした。視察にはうってつけの日より、気持ちよく見て回ることができました。

それでは、審議を再開します。この審議会では、原則として公開で行うことになっています。傍聴希望の方がいらっしゃいましたら、入場を許可いたします。

(傍聴者入場)

(会長)

それでは、本日の議事に入ります。

お手元の資料の審議会の次第をご覧ください。

まず初めに、資料1の「中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定について」、担当課から説明をお願いします。

(都市計画課長)

都市計画課長です。

視察前に担当課長よりこの指定に至る経緯等をご説明いたしました。また、視察等によりまして、皆様現地もご確認いただいたと思います。実質的な重点地区指定にかかる部分につきましては、実際の審査等と行います都市計画課の方から、ご説明をさせていただきます。

では、お手元の資料1-2をご覧ください。

まず、重点地区指定の要件でございます。要件につきましては、景観づくり区域の設定、目標の設定、方針の設定、そして景観形成基準、この四つの項目を定める必要がございます。このうち、二つ目の目標、三つ目の方針につきましては、同地区を景観形成方針地区に指定いたしました4年前の北区の景観づくり計画策定時に定めてます。その目標、方針がそれぞれお手元1ページ目の、2)のところ、景観まちづくりの目標というところ、また、次ページ2ページ目の、3)良好な景観づくりに関する方針ということで記載をしてございます。これにつきましては、当時の策定時の物を踏襲してございます。

まず、目標の部分では、緑やゆとり、また、潤い、レンガの利用などの景観資源について述べられてございます。

また、方針においては、公共施設や大規模建築物を重点的に緑化や景観資源との調和についてを定めてございます。

こういった関係から、こちらの部分を継承し、当時決められておりませんでした区域の設定及び景観形成基準を検討してまいりました。

では、まず区域の設定でございます。当時の区域の設定はどうだったかということで、お手元の北区景観づくり計画の冊子の145ページをご覧ください。後半の部分です。145ページに中央公園周辺地区と設定をされております。こちらに書いてございますまちづくりの目標、方針を継承しております。区域の取り方は右の上の部分、中央公園、自衛隊の十条駐屯地を含めたこの周辺ということで少し色をかけながらはっきりと区域を区切っていないという、設定の仕方でもございました。この中から、これまでの地元の皆様との話し合い等も含めまして、お手元の資料1-2の1)をご覧くださいますと、1)、右の上のところにあるような区域を定めたいというふうに考えております。区域の中央部分を占めておりますのは中央公園と、先ほどもご覧いただきました自衛隊の十条駐屯地となります。境といたしましては、南側は補助84号線、都市計画道路の中心、西側につき

ましては、埼京線との用地の境界としまして、北側から東側にかけては本日ご覧いただきました十条富士見中学校、東京成徳大学、自衛隊の駐屯地、さらに曲がりまして中央図書館、都営の王子本町三丁目アパート、この囲むような区道、こちらの区道から外側に30mまでと設定をさせていただきます。この、区道沿道につきましては、視察の中でも説明しましたように、道路自体将来的に拡幅の計画があること、また、ご覧のように都営住宅の建てかえも計画されていることから、それらに合わせて景観づくりが進むよう設定をしたいと考えてございます。

道路を歩いていただきますと、視界に入ってくる範囲として、奥行き30mを想定し設定をいたしました。30mといいますと、道路に面している敷地一つと、その裏のお宅あたりまでかというところで、一列目に建っている建物から二列目の建物、そういったところまでのものを誘導していきたい、30mの設定とさせていただきます。

次に、3ページをご覧ください。

これまで定めておりませんでした二つ目の項目、景観形成基準になります。こちらの記事以降が事前の届け出が義務づけられます建築物、工作物等につきまして守っていただく景観形成上の項目となります。

本日、ご説明は届け出協議のほとんどを占めます建築物の内容について、ご説明を申し上げます。

まず、第一番目となります。届け出の規模ということでございます。

建築物につきましては、高さが15m以上または延べ面積800㎡以上の物を対象といたします。通常の一戸建て等は対象とならないということで、一定の規模のものを対象としていこうということで考えております。これは、先に定められておりました方針にのっとった考え方でございます。

次に具体的な景観形成基準となります。下の部分、表でのお示しとなります。配置や高さにつきましては、沿道の街並みへの配慮、オープンスペースや植栽の配置、また、高さについては道路、公園への圧迫感の配慮といったものを求めています。

表の下の部分、形態・意匠（デザイン）・色彩につきましても、街並みへの調和、特に本地区の景観資源でありますレンガ、この利用につきまして低層部において配慮するよう求めています。また、配置・高さ同様、圧迫感にも配慮を求めているところでございます。色彩につきましては、低・中彩度を原則としつつ、既存のレンガの色彩も考慮をしております。具体的には後ほどご説明をいたします。

では、1枚おめくりいただいて4ページ、お願いいたします。引き続きの部分で、ベランダ・バルコニー等でございます。こちらにつきましては、やはり道路、公園からの見え方につきまして配慮を求めています。

続きまして、公開空地・外構・緑化等の項目でございます。こちらは周辺との調和、道路沿いへのオープンスペースの確保、道路に面した緑化を求めています。駐車場・駐輪場、廃棄物保管所等の附帯施設につきましても、道路周辺からの見え方に配慮を求めています。

その他といたしましては、最近、関心が高まっております夜間の景観といたしまして、照明についてやはり道路、公園に過度な照明を向けないというような形での配慮を求める形となっております。

それでは、続きまして5ページ目をご覧ください。先ほど途中となりました色彩についての基準でございます。こちらにつきましては、色彩を表す指標の一つで、広く採用されてございますマンセル値といったもので定めてございます。外壁に加えまして、屋根についても定めることとしました。

また、既存のレンガ、ご覧いただきましたものの、色相というものが赤系、この表で言いますと「R」というところなのですけれども、赤系の部分で彩度が高いため、この部分

は一般地区よりも高目の設定の数字となっております。具体的な部分、もう1枚おめくりいただきまして6ページ、こちらをご覧ください。こちらがマンセル値による色彩の表示となります。実際の見た目の色彩とは、印刷となっておりますので、異なるんですけども、考え方としてはこういう形となります。色がついております図の、一番下のところに凡例がございます。非常に読みづらくて恐縮なのですが、一番左側、青枠で囲まれた範囲、これが外壁の基本色として使用可能な範囲となります。さらに、それよりやや広く黄色く囲まれた範囲、こちらが外壁の強調色として使用可能な色彩ということで、外壁の面積の一定部分までであれば、この少し広がった黄色枠までの色彩が使用可能という考え方です。それから一番右側、緑色の枠、これが屋根色の使用可能範囲ということで、黄色の枠よりも明るさを示す明度が低めということで、黄色い枠よりも下側に少し位置した囲みとなっております。これらの図のうち、左側の一番上、一段目が赤系である「R」の色相を示しております。横軸となっております彩度、一般的な地区では下の段と同様4までということで、中央部分までが使用可能となっておりますけれども、今回、既存のレンガにつきまして色彩の調査等も行いまして、6の範囲まで使用可能ということで、本地区の特色となっております。

以後、7ページに工作物、8ページに開発行為に関する基準を示してございますが、内容といたしましては建築物をもとに適用できるものを示していることとご覧いただければと思います。

続きまして、ご参考としまして別添の1をご覧ください。A3の折り込みになってございます。黒と赤の2色の表、合計3ページにわたってございます。こちらが一般的な地区と、これまで指定を行ってきました重点地区3地区、そして、今回考えてございます中央公園の基準、原案のものとの項目ごとに比較をしております。赤い字の部分、これが一番左側の一般地区とは異なる基準となっている部分でして、各地区の基準の違い、特色がわかるような形となっております。今回の中央公園周辺地区におきましては、先ほどご説明した部分が赤い字としての表示となっております。ご参照いただければと思います。

以上が、今回検討してございます中央公園周辺地区におきます景観形成基準となります。以上の区域の設定、目標、方針、形成基準、この4項目につきまして定めることによりまして、中央公園周辺地区重点地区指定となります。

重点地区指定となった場合、これまでとどこが変わるのかということですが、これまでも北区全域、いわゆる一般地区として景観、一定規模以上のものの届け出を義務づけてまいりましたけれども、中央公園周辺地区におきましては届け出の対象となる建築物の高さにおきましては、一般地区の住居系の地域の高さ20mから15mになるということで、面積規模については同様となっております。また、一部近隣商業地域等の区域も含まれまして、そちらにつきましては、面積の要件についても1,000から800に強化されるということで、対象の建築物の範囲が広がりながら、景観の形成基準がこの地区の特色を捉えたものになっていくという形での指定となります。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

(会長)

はい。どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまのご説明に関連して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(委員)

ただいまご説明いただきまして、一戸建ては対象外になるというお話でしたが、区域の中には一戸建てが含まれていますよね。この場合、今回の景観づくりの規制の対象に

はならないのでしょうか。

(会長)

はい、お願いします。

(都市計画課長)

景観の形成基準の定め方といたしまして、適用規模ですが、中央公園周辺地区におきましては、当初の方針がありましたとおり大規模な建築物、また、公共施設に焦点を当てていこうということになってございます。また、実際にご覧いただきますと、土地利用も敷地が大きいエリアが主になってございますので、景観的に影響を与えるところとしましては、一定規模以上の建築物ということと考えてございます。戸建てのような小規模の建築物については、届け出の対象としないということ整理をさせていただいております。

(委員)

そうしますと、一戸建てのお宅がもし建てかえる場合、どんなに派手なものをつくっても、一戸建てであれば、規制の対象外になってしまうということなののでしょうか。

(会長)

はい、事務局お願いします。

(都市計画課長)

はい。制度上は審査の対象にならないので、規制することは難しいという制度になってございます。制度の考え方は、地域の皆様とも、ともに考えてまいりましたので、考え方の趣旨は周知をしてみたいと思うのですが、そのような建築行為を法的に規制するというのは、この基準の中からは難しいと考えております。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

せっかくこの地域を重点地区として指定するのに、建築物の規模が小さいからといって景観を損なうような建物ができてもしようがないというのは、どうなのでしょうかとありますが。

(会長)

はい、事務局としてどうですか。

(都市計画課長)

北区では地域ごとに、景観の届け出の対象となる建築物の規模を定めておりますが、そのなかで、西が丘の重点地区につきましては、全ての建築物についてくまなく届け出をしていただくということと考えております。西が丘の地区につきましては、もともと戸建ての住宅を中心とした土地利用ということで、また、桜の並木等との調和という考えがございますので、小規模の建築物も含めた全ての建築物を届け出の対象とすると考えてございます。一方で今回の中央公園周辺地区につきましては、中央にございます大規模な土地利用、中央公園の緑、また陸上自衛隊の十条駐屯地の大規模な土地利用を意識してのことで、

それに対する影響の度合いとしては一定の大規模なものが主として対象とすべきであろうと、今回につきましては、延べ面積800㎡、高さ15mというところで一つの線引きをさせていただいております。

(委員)

よくお話はわかります。ただ、戸建てのお宅が規模が小さいから、どんな意匠になってもいいというのは、ちょっともう少しご検討いただきたいと思います。

(会長)

はい、事務局。

(都市計画課長)

我々も、法的な規制として一定の線引きをさせていただいてございますが、当然、景観のまちづくりというのは皆様と一緒に進めていくので、これまで、まちづくり推進課を中心としてワークショップの開催やニュースの発行をさせていただいてございます。このことから、この地区での取り組みにつきましては、広く住民の皆様にはお知らせをしてきておると考えてございますので、十分に趣旨をご理解いただきながら、建物の計画を進めていただければと考えてございます。事前にご相談等、また、問い合わせ等があった場合には、そういった趣旨の地区で、重点的に区も取り組んでいるということの周知を十分図っていきたいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。

ぜひ、住民の皆さんに自分たちが住まわれている地区の価値を十分認識していただけるように、情報をきめ細かく出していただければと思います。よろしくをお願いします。

(委員)

道路と歩道の境にガードレールがありますよね。あれは撤去なさるんですか。最終的にどうするのか、少しお聞きしたいのですが。

(会長)

事務局をお願いします。

(都市計画課長)

歩車道境界のガードパイプ等につきましては、交通安全施設ともなりますので、交通規制等の関係もあり、必要のある部分には設置されるのかとは考えております。しかし、先ほど視察の中でもご説明しましたように、これからも建て替え等の機会を利用して道路を一部広げ、道路整備をしてみたいと考えておりますので、歩車道の区分自体も、再度検討をされると思います。そういった中で、これからの道路づくりの中ではガードパイプを設置する場合と、街渠と言って歩車道の境のブロックのようなもので車を防ぐという考え方もございますので、今後検討させて頂くことになるかと考えております。必ずガードレールがとれます、つきますというのは、道路の断面構造等の状況、道側の高さの関係、実際設計していかないと決められないところ、また、交通管理者、警察との協議等もありますので、これからの問題かというふうには考えております。

(委員)

ありがとうございました。

あと、フェンスの問題もあります。フェンスの色合いとか形状がありますよね。その辺も検討する余地があるような気がするのですが、いかがでしょうか。

(都市計画課長)

実際、今建っている、ついでにものもなかなか規制しづらいのですが、都営住宅の敷地と、また都営住宅の跡地等での計画については、我々のほうで事前の審査等もさせていただきます。フェンスの色合い等についても、そもそも緑より前にフェンスがないのが一番良いので、緑の後ろにフェンスを立てていただきたいというお話をしていくようになると思います。

また、色彩についても調和のとれたものということで、配慮を求めていくという形になり、実際に届け出を出された場合には、それらの観点からも審査をしながら、設計者に意見を言いながら計画の検討を求めていくという形になっています。

(委員)

あともう1点あります。普通、歩道はアスファルトか何かでできています。タイルを貼ると生まれ変わるのでしょうけれど、どういう形で歩道面の整備をするのか、少しお聞きしたいです。

(都市計画課長)

これも、これからのところではあるのですが、現在はインターロッキングブロックという舗装になっております。景観的にはインターロッキングブロックは非常に好ましいと言われております。今回、現状の道路はインターロッキングを踏襲している部分もございますが、新たに道路整備に当たりましては、再度その舗装の材料等も検討していくようになると思います。インターロッキングブロックは、景観的にはいいのですが、車椅子の方は道がガタガタして余り走り心地がよくないというご意見もあります。また、維持・補修等の関係でも、カラーのアスファルトのほうがいいのか、インターロッキングブロックのほうがいいのかというのは、今、いろいろご意見があるようです。今回、改めて道路整備等も行われていく中では、総合的にそういった部分を検討して材料を選ぶことになると思います。景観形成重点地区は、道路管理者が区役所なので、設計については、そういった部分も意識しながら選定をしていってほしいと伝えてはいきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

はい、どうも。

(委員)

基本的なことをお伺いしたいのですが、現時点で今回の重点地区指定で対象となる高さ15m以上、延べ面積800㎡以上の建物の戸数、そして開発の面積に関わるような箇所というのは、何カ所ございますでしょうか。

(都市計画課長)

高さ15m以上、延べ面積800㎡以上ということで、具体的に登記簿等で、平米や過

去の確認申請全部当たってというチェックまではしていないのですが、基本的には視察で見ていただいた学校・自衛隊の建物については、ほぼ該当していきます。また、沿道にマンションが何棟か建っていたと思うのですが、あの規模のマンションも対象にはなり、高さが15mよりは、どちらかというところ延べ面積800㎡という部分で対象となる物件が出てくるのかなと思います。自衛隊の脇にもマンションが何棟か建っていたと思うのですが、多分5階にはなっていないので、高さは15mに届いていないのですが、延べ面積800㎡はあの規模でも超えてしまうので、余りに大きいものというところではなく、ほどほど中規模のマンションでも対象にかかってくるのかというところで考えております。

(委員)

次回の審議会等でも良いので、もしできればおおよその概数を、数字でお示しいただければというふうに思います。

今回、視察させていただいて、委員からも先ほどありました、歩道ですとか、ガードパイプを景観に合ったデザインや意匠のものにしていくと思うのですが、それと同時に、現地周辺には十条富士見中学校や成徳短期大学、また、北療育医療センター等もありますので、景観だけではなく安全面の配慮や、またバリアフリーの面も、しっかりと検討をいただければと思います。また、あわせて昨今防災減災に合わせて無電柱化も議会のほうでかなりの数が取り上げられています。こういったところも景観づくりの一つになっていくのかと思いますので、電線の無電柱化についても、この重点地区の指定に合わせて検討していただければと思います。

最後に、参考意見です。せっかくこのように中学校、大学があるのであれば、景観づくり、まちづくりというのを、10年、20年、もしかしたら30年、50年と長いところで見ると、この審議会とは別に、付近に通う学生に景観づくりやまちづくりを考えてもらうような、授業を実施し、アイデアを募るということもできたらいいのではと思いました。

以上でございます。

(会長)

はい。どうもありがとうございます。

大変有意義なご意見をいただきました。やはり、若い人たちや子どもたちを巻き込んでいけるといいですね。お願いします。

ガードレールは最近だんだん減ってきて、新しくするときにはガードパイプになってきているようですが、色も必ずしも白でなければいけないということではないので、地域のイメージ、景観に合わせたような色彩で、必要なところには設置するというのも考えていただければと思います。よろしくお願いします。

(委員)

1点補足があります。照明に関する事で、今、LEDの街灯も増えてきています。防犯という意味では大変重要な街灯の取りかえということになっています。資料にも照明に関する記述があるのですが、防犯という点において、少し幅をもたせた照明の規制をしていただければと思います。古河庭園周辺のような、夜間でも多少明るいとことと違い、夜間は暗くなるこの中央公園付近の照明について、検討していただければとお願いたします。

(会長)

はい。どうもありがとうございます。

事務局、よろしく申し上げます。

(都市計画課長)

貴重なご意見ありがとうございました。

ソフト面の部分、学校との共同というところは、ほかの部分も含めまして、今後のまちづくり全般の広げていく課題かなというふうに考えております。ご意見ありがとうございました。

また、バリアフリーの関係も都市計画課が所管しておりまして、そういった施設が多く設置されている区域ということで、両方合わせながら検討させていただきたいというふうに考えております。どうしてもバリアフリーというと点字ブロックは黄色で、加えて昔は下地に合わせなさいと言うのがあったのですが、今は輝度差を明確につけなさいということで、基準が変わってきております。そういった部分両立をさせながら、よりよいものを目指したいというふうに考えております。

照明についても、防犯の部分は当然重視されるべきですので、そういった部分はしっかりしながらも、過度の照明というのは、ここでは考えられないので、スポットライトのような物だったり、昔で言えばサーチライトのようなものはないようにと考えています。なおかつ、夜間についても周辺と調和した、極端に明るくて極端に暗いと、人の目は順応できませんので、一番好ましい照明環境は、均等に明るい環境だと思いますので、極端に1カ所だけ明るい照明ですと、次、暗くなったときに暗順応がしづらいというところもあります。人の目の部分も含めて防犯にも配慮しながらということで、成案にして行く中では、さらにはいい考えを深めてまいりたいと思います。また、それぞれ施設管理者がおりますので、この基準の趣旨については、改めて周知を図っていきたいと考えております。

(会長)

どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(委員)

先ほど視察を終えましたが、北区内ですので、こちらにお集まりの多くの方が「ここを知っている」と感じたのだらうと思います。

私も、仕事柄、北区内のいろんな小中学校を訪れます。北区内では15年くらい前から統合が進みまして、地域に密着して景観にも配慮された新しい校舎や建物がつくられております。最近だと、2008年に十条富士見中の新校舎、そして、同じ年の6月に今のレンガづくりの中央図書館がつけられました。

ただ、建物もそうなのですが、一番はその地域に住んでいる方たちが、自分の学校をすてきなものにしたいという思いだと思います。今、この場所は緑やレンガでほっとできる本当にすばらしい場所です。先ほども会長を初め皆さんから、地域の子どもたちにも何かしらこの地域の景観づくりに参加する機会を、というお話が出ておりますけれど、私も、日ごろからスクールコーディネーターさんや、学校の先生方たちと連携するなかで、こういうまちづくりに関する授業等などができればいいなというふうに思っておりました。

また、ワークショップがたくさん開かれておりまして、その都度お知らせはしているのだと思うのですが、このような活動をやっていること、そして現状を、一人でも多くの地域の住民の皆さんに知っていただくということが、意識や機運の高まりになると思います。

(会長)

どうもありがとうございます。事務局、よろしくお願いしますね。
ほかに、いかがでしょうか。

(委員)

皆さんのお話を聞いて、なるほどなと思いました。私が気になっているのが、今後、重点地区に指定された後も、周辺の住民の方にこの地域は景観の重点地区なのだという意識を維持、向上して頂かねばいけないということです。こういうワークショップとかの話し合いとか、この地域を景観重点地域として維持していこうという住民の方の意識を向上させる活動、それを継続していかなくてはならないと思っています。重点地区に指定されて以降の機運を高めていくようなフォローはどのように、また現在行われているワークショップを継続して開いていくのか等、何か考えているのかどうか、ちょっと聞いてみたいなと思います。

(会長)

事務局、いかがでしょうか。

(都市計画課長)

重点地区指定後の区域内の皆様への働きかけという部分です。西が丘の重点地区でも、こちらにお住まいの皆様とお話しながら、地区指定を行ってきました。西が丘地区におきましては、地区指定後もさまざま課題もございましたので、一定期間地元の皆様とお話し合いの場を持ちながら活動を進めてまいりました。

中央公園の周辺地区におきまして、指定に際してはさらに周知を図ってまいるところは当然なのですが、それ以後、こういった形で皆様とこの内容について、またさらに上を目指したことについて活動をしていくのかところは、今のところはっきりとした方向性、こうしていきましょうというところまではお話が煮詰まっていません。なので今回、この場でもご意見をいただいていますので、その後のフォローのあり方、こういった形のほうがよろしいのか、さらに検討させていただきたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

(委員)

ぜひ、この地域に住まわれる新しい住民の方にも、重点地区について周知を図っていただきたいです。指定後も、みんなで景観をつくっていくという意識が重要になると思っていますので、ぜひみんなで考えていけたらと思います。よろしくお願いします。

(会長)

どうもありがとうございます。よろしくお願いします。
ほかにいかがでしょうか。

(委員)

今日、視察の際にいただいたこの図を見て、一番最初に率直に思ったのは、北側と東側は現況道路境界から30mまでとなっていて、あと、南と西は道路の中心線なんですね。今日のお話で北と東に関しては、都営アパートの建て替え計画を見込んで広くとり、景観を今度よくする機会が見込まれるというのはよく理解できるのですが、逆に南と西側の道路を見たとき、東側は配慮されていて、西側は配慮されていないというのは、地域の景観と見たときにどんなものかなと思いました。でしたら、特に問題がなければ、

南と西も30mを重点地区の境界としても良いのではと思いました。

今、どんな土地利用かなと思いますと、視察していないので、分からないのですが、西側は家政大学があるみたいですね。今後それが建て替えるということはないと思うんですけど、壁面といいますか、ずっと園地、境界線がずっと続いていると思うんです。南側の三角になっているところには北区の支援学校があるみたいですね。そして、その東側、同じ敷地だと思うのですが、グラウンドがあったり、あと南東側には、大型のマンションが何件か建っているようですね。もう既にできている建築物や施設に住む方に、景観の重点地区になったという認識していただくことで、既存の建築物を建て替えることはなくても、自分たちがそういう地域にいるという意識は、今後の景観を考える機会にもなりますし、プラスの要素にはなるのではないかと思います。重点地区の敷地を道路から30mに拡幅することにマイナス要因がないのであれば、南と西も北と東と同じように、現況道路境界から30mを重点地区の境界としても、何ら問題がないのではないかと思います。

戸建て住宅が結構密集したところも部分的にはあるのですが、そういうところでいつ、開発が出てくるか、今後わからないわけですので、何も道路の真ん中で区域を区切る必要はないんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

(会長)

事務局、いかがでしょうか。

(都市計画課長)

では、区域の設定の考え方でございます。

まず、区域の西側には、埼京線が通っております。埼京線の用地の境界で重点地区の区域を切らせていただいたのは、景観的な要素として埼京線、線路敷きの幅が一定ございます。また、今後、立体交差化等も計画をされておるというところで、景観的な要素としては、今日ご覧いただきました十条富士見中学校の、あのレンガの塀までが一つの区域の境界かなということで、今回敷地の境界とさせていただきます。南側の都市計画道路中心につきましては、実はその南側の道路のさらに南に石神井川が流れてございます。視察のときにごらんいただきました地図の右の下のほうに、少し川の筋が見えております。実は石神井川につきましては、その沿川地区が別の方針地区に定まっております。将来的には石神井川の沿線地区という取り組みをここもまたしていくという将来の構想、位置づけがございます。そういった意味では今回道路の中心で中央公園周辺地区、これが北側、南側については、石神井川の沿川地区で改めて取り組んでいこうと考えてございます。

また、そういった意味を含めまして、北と東については幅を持たせていただきましたけれども、西と南については大きな鉄道敷き、都市計画の20mの道路がございますので、それを一つの区切りとしての設定し、区域を考えてまいりました。

以上です。

(委員)

よくわかりました。ありがとうございます。

(会長)

どうもありがとうございます。それぞれ設定の理由について、ご説明いただきましたが、区域外の皆さんにもここが重点地区になって、景観により磨きをかけていくんだということをぜひ周知して、できれば合わせていただくというような志みたいなものも共

有できるといいなと思いますので、よろしく願います。
ほかにいかがでしょう。

(委員)

今のご指摘というのは非常に的確だと思いました。私は、北区で景観のアドバイスをやっています。景観の区域が他区とまたがる場合、大体道路境界なのですが、その場合、片方は北区で片方は豊島区とかいうと、そういうわけではなく、あくまでも網がかかるのが北区の範囲ということで、いつも疑問に感じていました。今回の重点地区の区域指定の場合、特に北と東で道路を挟んで両側を区域として設定していることは、僕は非常にすばらしいことだなと感じております。

それと、今回の地区指定についてです。この都営住宅、実際に今現場を見せていただいて、北側と南側にある都営住宅が、ちょうど今建て替えるという、地域指定をするタイミングとしては非常にタイムリーなことで、僕は大変望ましいことだと思っております。

ただ、幾つか気がついた点もございます。北側のほうの敷地は、GL（グランドレベル）というか、床が高くなっていますので、それを何とか今の道路面まで下げるような方法がないのかなと思いました。また、東側に関しては高い既存のいちょうの並木が立っていますので、そのような既存の樹木をどうするのかという2点について、今後東京都さんと住宅公社と打ち合わせすると思うのですが、これまでの経験上手ごわいというか、標準設計という大義で、こちらは何度もこういうふうに変えてくれというお願いをしているのですが、なかなかそれが聞き入れてもらえません。そういうことがありますので、可能であればその点を事前に提示して、早目に対応することが大切かなと思っております。

それから、2点目です。現場を見ますと自衛隊のほうの建物もかなり外壁の老朽化が進んでいるような気がしました。恐らく近々に塗りかえ等があるのではないかと思います。そのとき事前に自衛隊のほうにも景観の重点地区指定ができましたよというようなことを伝えておく必要があるのではないのでしょうか。現状は、あくまでも意匠と色を変えない限りは届け出もいらぬような形にはなっているのですが、ここは今回重点地区になりましたということを知ることによって、向こうも建築内容をよく考えてくれるのではないかと期待を込めて、その辺を早目に伝えていただきたい。

それから最後、三つ目です。先ほどもお話が出ましたけど、この場所というのは、歩道状空地、要するに今の敷地側、自衛隊側や学校側のほうは敷地を十分に取れていて、レンガ調であって、色彩も非常に豊かなのですが、都営住宅側は敷地や歩道も狭くて、なかなか景観的にもよくないということなので、そこをどう改良していくかということが、非常にポイントとなると思います。ですので、まずは先ほど言いましたように、都と調整して、できるだけ歩道状空地や公開空地を広く取れるような努力をすることを検討して頂きたいです。また、床仕上げに関しても、今見た感じでは、やはりレンガというのは一つのテーマになっていて、外壁の低層部はレンガ調みたいな話もあるのですが、この4ページの公開空地外構緑化等というところで、外構計画が隣接する敷地、道路など、周辺のまち並みとの調和を図った色調や素材としますとあります。この項目の中に、何か今回はレンガという言葉を入れているので、壁はそうじゃなくても、床に関して、例えばインターロックとかがレンガ調であっても、景観的にはかなりよくなると思いますので、外構の仕上げに関してもレンガ調を入れるというような文言を一言入れたらいいかなということをおもいましたので、ご検討いただきたいというふうに思いました。

以上です。

(会長)

どうもありがとうございます。
事務局、いかがでしょうか。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長です。

初めにいただいた二つのご質問には私のほうからお答えさせていただきます。

まず、北側の都営住宅があったところのグランドレベルが高いというご指摘でございますけれど、こちらについては、都営住宅の廃止が決まっておりますので、この後、持ち主が国なものですから、国に返還される予定がございます。その後の土地利用によっては当然その辺のところを解消できるチャンスがあると思っておりますし、私どもも前面の道路については是非拡幅したいと考えておりますので、その中で検討していきたいと考えてございます。

二つ目のご質問になりますが、東側道路のいちよう並木につきましては、これも同様の事情で東京都が都営住宅の再築を考えていないために、国に返還される用地になっております。大変残念ではあるのですが、土地を返還する際に更地返還というのが国のルールになっておりますので、この東側のいちよう並木については全部伐採、抜根ということが決まっております。こちらについては、ワークショップの中でも地域の方々におよそアナウンスをさせていただいて、逆に地域の方々からは臭いとか落ち葉の問題で、実はちょっと困っていたというお話もいただいております。むしろ沿道の拡幅計画の中で新たな景観を創出する中で望ましい街路樹をつくってきたいというお話をいただいております。

大きな二つ目の自衛隊の建物の外壁の老朽化の関係でございますけれど、ワークショップそのものに自衛隊の方には参加いただいております。具体的に、外壁の老朽化に対する対応の予定があるというふうには聞いておりませんが、きょう視察をしていただいたときにお気づきになられたように、大きな鉄塔がございます。鉄塔を建てたときにも周囲の景観に十分ご配慮いただいて今の形になっておりまして、そういう意味では景観に対して非常に理解がある機関だというふうな認識を持ってございますので、そういった計画を聞いたときには、ぜひまた協力を求めていきたいと思っております。

(都市計画課長)

三つ目の部分、歩道の部分、レンガ調というところで、明確にレンガという文言を入れるのは、なかなか微妙なところではあるのですが、前段の部分等でレンガ倉庫を生かしているだとか、景観資源についてはこの地区についてはレンガが重要な景観資源であるというところを引用しながら、色調素材ということで記載しております。素材ってなんですかというと、読めばレンガと分かるでしょうというような記載ではあるのですが、実際のアドバイザーとしては、はっきり書いてあったほうがアドバイスしやすいという実体験を元にされたご意見というのは、非常によくわかりました。もう少し何か工夫ができないか考えてみたいと思っております。ありがとうございます。

(会長)

よろしいでしょうか。
ほかに。

(委員)

先ほど、視察に行ってバスで帰る途中に、都営アパートの先の角地で、建築工事をし

ておりましたね。あの建物というのは、まだこの地区が景観の重点地区に指定されておきませんので、なにが建つか分からないのですが、どんな建物が建つのか教えていただきたいです。

(まちづくり推進課長)

会長、まちづくり推進課長です。

帰路、バスの左側の車窓に見えたのは都営住宅王子本町二丁目アパートの新築工事でございます。今回、ワークショップには東京都には加わっていただきませんでした。我々が取り組もうとしている内容については、当初からお話をしてございます。都営住宅というのは設備、整備基準というのがもともとございまして、なかなかユニークなものを建てるというのは難しいのですが、その中でも北区の思いというのはある程度汲み取っていただいて、何らかの反映をしていただければいいものかというふうに考えてございます。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

それでは、ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今日いただいたご意見をまた参考にして、案を詰めていただければと思います。

視察に行く前にご説明がありましたように、今後は10月に意見募集をして、11月に都市計画審議会へ意見照会をして、年明け1月に第7回、次回の景観づくり審議会が予定されていて、そこで答申になるということです。ぜひその前にお気づきの点がありましたら、事務局のほうへご連絡をいただければと思います。1月の審議会でもいろいろご検討いただければと思います。

それでは、次に3番目になります。資料2の新景観百選の認定及び中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定に伴う北区景観づくり計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

(都市計画課長)

事務局です。

では、議事の二つ目、資料の2となります。ご覧ください。

まず、1枚おめくりいただきますと、右上に2-1と記載のある資料がございます。先ほどの中央公園周辺地区の重点地区指定に加えまして、昨年度選定いただきました新景観百選等の認定に伴います北区の景観づくり計画の変更の部分でございます。

新景観百選につきましては、平成28年度から取り組みを進めていただきまして、本年の7月1日、みんなで作る北区景観百選2019をはじめ、3件を認定いたしました。これまでの経過につきましては、お手元の資料2の経過の部分でございます。

次に、A3判となります資料2-2をご覧ください。こちらが先ほど会長からもお話のありました21年前の百選と、今回選ばれました新百選との違いを示そうと整理をさせていただいたものでございます。

紙面右側の凡例にありますとおり、従前の百選から変化した箇所をお示しをしております。一番上の青囲みの部分、その後確認、または撤去されて現存しなくなってしまうものが4カ所ございました。また、その下、赤枠の部分、今回の中では残念ながら

選定されなかった資源、これが31カ所ございました。その下、緑の枠で囲みました部分、統合された景観資源ということで、これら6カ所を統合して、新景観百選としては3カ所になっているもの、それから、一番下、分割された景観資源、これは逆に従前は一つの資源だったものを新の中では二つの資源に分かれたものということで、それぞれお示しの資料の中では色別に資源名を囲んでお示しをしております。

続きまして、資料2-3、もう1枚のA3判の位置図をご覧ください。こちらがこのたび認定いたしました新景観百選となっております。こちらは赤枠で資源名を囲っております、新しく選定された景観資源37カ所となっております。21年の中で3分の1強の景観資源が変化をしているということでございます。また、紙面右側の部分、旧北区景観百選ということで、従前認定した、今回漏れた31カ所を緑色の丸で、白抜き数字で場所を示しております。百選に漏れたとはいえ、一つの景観資源としては今後も貴重であろうということで、あわせてお示しをしております。こういった形で新旧を比較しております。

現景観づくり計画の中では、景観百選につきましても地図上でプロットをお示ししておりますので、こういった変化があった旨もあわせて北区の景観づくり計画を変更してまいりたいということで、お示しをしております。

では、続きまして、一番後ろについてございます別添1、景観づくりニュース第5号をご覧ください。こちらメインの記事としましては、新景観百選となっております。表紙に十選、見開きで残りの90カ所、ご紹介しております。こちらをご覧くださいながら、お詫びということで、新景観百選選定後に施設の名称が誤っていたということが判明した資源が3カ所ございました。見開きのままご覧いただきますと、左の上の部分、番号で言いますと14番、上段の左から四つ目の新河岸東公園です。公園名は誤りなかったんですけど、その括弧の中、浮間子どもスポーツ広場となっております。当初選定時はスポーツが抜けておりました。

それから、その下に行っていたら、28番、カトリック赤羽教会でございます。これは表示順が異なっておりまして、選定時は赤羽カトリック教会となっております。正しくはカトリック赤羽教会でございました。

それから、最後、3カ所目となります。右側のページの中段、番号で言いますと74番、尾久車両センターでございます。こちらは従前の施設名である尾久客車区としてございました。

以上、3カ所が施設名、従前のものであったり、並び順が違ったりということで、誤ってしまいまして申しわけございませんでした。

なお、現在、印刷中でありましてこちらのガイドブック、マップについては修正をしております。今、ちょうど印刷中ということで、ガイドブックについてはこういった形のもので印刷に入っております。マップについても、見開きの形でこれも印刷に入っております。今現在、修正はしておりますが、選定時に気づきませんでした、申し訳ございませんでした。

では、初めの資料2-1にお戻りください。今後のスケジュールになります。先ほどでの中央公園の議事の内容も反映いたしまして、景観づくり審議会への諮問につきましては、今月10月中に実施をしてまいりたいと考えております。また、景観づくり計画の変更につきましては、都市計画審議会への意見照会も行っております。そして、先ほど会長からお話がありましたように、来年開催されます第7回の北区景観づくり審議会において、答申いただきたいというふうに考えております。それを受けまして、来年度、当初に景観づくり計画、変更、また、重点地区の指定を行いまして、来年度より重点地区の届け出を始めさせていただきたいというふうに考えております。

また、北区景観づくり計画、こちらの冊子につきましては、修正版を追加するような

形で対応してまいりたいというふうに考えてございます。
ご説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

(会長)

どうもご苦労さまでした。資料の新景観百選認定及び中央公園周辺地区の景観形成重点地区の指定に伴う北区景観づくり計画の変更について、ご説明をいただきました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

(委員)

新景観百選について、大変ささいなこと、お願ひなのですが、4番、赤羽自然観察公園とふるさと農家体験館という二つの名称が書いてある写真なのですが、ふるさと農家体験館の写真も合成して二つ入れていただければうれしいなと思います。そのほうがしっかりと農家体験館の写真も入るので、私が言うことではないんですが、もし写真の改定等があったときには、検討いただければなというふうに思います。
以上でございます。

(会長)

どうもありがとうございます。
事務局、いかがですか。

(都市計画課長)

すみません、ニュース発行時は投票のときの写真を使って作成いたしまして、どちらか選ぶような形で、併記している何カ所かも、どちらか一つを選ぶような記載になっておりました。たしか青淵文庫とかのほうも、ご指摘をいただきまして、今回マップとブックにつきましては、赤羽自然観察公園とふるさと農家体験館は十選なので、紙面が1ページ使えるので、メインの写真プラス農家体験館の写真ということで、このように4枚構成の中でご紹介をさせていただいています。マップにつきましても、同じように3枚構成でこの公園とさらに体験館がありますよということで、これから発行していくものについては、両方がお示しできるような形になっていくと思います。ニュースの際はどちらかというような形での表現となっております。申し訳ございませんでした。

(会長)

どうも。ほかに。

(委員)

あと、もう一つお願ひです。渋沢栄一さんの晩香廬（ばんこうろ）という建物がすごくすばらしい建物なので、そこら辺もちょっと別枠であればいいと思います。そこをどうお考えか聞きたいんですけど。

(会長)

事務局、いかがでしょうか。

(都市計画課長)

ブックの中では二つ書かせていただきました。晩香廬については、晩香廬は暖炉、火鉢などの調度品、机、いすなどの家具にまで設計者の細やかな心遣いが見られというようなところでご紹介をさせていただいております。

また、青淵文庫（せいえんぶんこ）については、装飾タイルやステンドグラスといった部分で、言及をさせていただいたので、ここでコメントをさせていただくような形になります。

また、マップの中ではコメント等はないのですが、両方の建物、2面構成でご紹介をさせていただくような形で、今、制作中というところでございます。

（会長）

どうも。ガイドブックとガイドマップの完成が待たれますね。楽しみです。

（委員）

感想でもいいでしょうか。子どもが選ぶ景観というのが、すごくおもしろいなと思いました。星印がついているところは子どもが選んだ景観が選ばれているということですが、子どもの視点や、子どもが普段こういうところで遊んでいるんだなというのがすごく感じられるような場所を皆さん選んでいるなと思いました。これは今度、何か子どもが選んだ景観ですよということで、フィードバックなどはするのでしょうか。

（会長）

事務局、お願いします。

（都市計画課長）

これもまた、度々で申しわけないです。今、作成中なのですが、このブックの中では子どもが選ぶ景観2019ということで、4ページを使ってご紹介をさせていただき、「サッカーで行ったことがあり、すてきなグラウンドだなと思いました」みたいな、投票のときに子どもたちが書いてくれたコメントも吹き出しで入れながら、制作してございます。

（会長）

よろしいでしょうか。

ますます、乞うご期待ですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で今日予定していた議事は全て終了しました。その他に何かございますか。

（ なし ）

7. 閉 会

（会長）

よろしいですか。それでは、どうも熱心にご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日の次第、全て終了しました。事務局は今日いただいたご意見をぜひ今後の取り組みに反映してください。

それでは、委員の皆さん、お疲れさまでした。

事務局にマイクをお返しします。

（まちづくり部長）

視察、それからご審議等、長時間にわたりまして、ありがとうございました。今、お

話をいただいているように、ガイドマップにつきまして、鋭意、取り組んでございます。昨年、概要についてはご説明申し上げましたけれども、新たに委員になられた方についてはなかなか情報が回っていないということで、非常に申し訳ございません。今、このような形で鋭意取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日はこれを持ちまして閉会とさせていただきます。

今日は本当にありがとうございました。